

交通遺児を守る育成基金制度

制度概要	交通遺児（満13歳未満）が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入すると、この資金に国、民間からの援助金を加えて、安全・確実な運用をし、交通遺児が満19歳に達するまで、3カ月ごとにまとめて育成給付金を給付します。（年金方式）				
拠出金（加入時）	0～4歳	5歳	6歳	7～8歳	9歳
	700万円	665万円	630万円	595万円	560万円
	10歳	11歳	12歳～ 12歳6カ月未満	12歳6カ月～ 13歳未満	
	525万円	485万円	455万円	430万円	
育成給付金（月額）	0～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～18歳
	32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円
給付金総額	加入時年齢		受取総額		
	0～2歳		1,070～990万円		
	3～5歳		950～870万円		
	6～8歳		840～740万円		
	9～10歳		690～640万円		
	11～12歳		580～500万円		
	育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。				
その他給付	加入者が満6歳、満12歳および満15歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ3万5000円（加入者が満19歳に達し、育成給付金の支給が完了するときには、完了給付金2万円）を支給します。				
問い合わせ先	財団法人 交通遺児育成基金 〒102-0083 東京都千代田区麴町4-3 紅谷ビル9階 フリーダイヤル 0120-16-3611 TEL 03-5212-4511 FAX03-5212-4512				

町長動静 2月

- 1日 バレイショ販売促進（大阪府・愛知県）
- 2日 バレイショ販売促進（東京都）
- 3日 獅子島一周ウォーク（獅子島）
- 4日 県国民健康保険診療施設協議会理事会（鹿児島市）
- 8日 県国民健康保険団体連合会理事会（鹿児島市）
- 12日 県漁業信用基金協会理事会（鹿児島市）
- 13日 県土地改良事業団体連合会理事会（鹿児島市）
- 15日 出水地区民生委員児童委員研修会（長島町文化ホール）
- 16日 鹿児島市長島会（鹿児島市）
- 18日 出水地区市町長職務申告セミナー（出水市）
- 19日 県市町村職員共済組合全員協議会（鹿児島市）
- 20日 道路特定財源暫定税率維持鹿児島県総決起大会（鹿児島市）
- 21日 市町村長研修会（鹿児島市）
- 21日 県町村会定期総会（鹿児島市）
- 22日 県農業経営構造対策協議会総会（鹿児島市）
- 22日 県過疎地域自立促進協議会臨時総会（鹿児島市）
- 22日 県国民健康保険診療施設協議会総会（鹿児島市）
- 24日 県国民健康保険診療施設開設者研修会（鹿児島市）
- 24日 県国民健康保険団体連合会総会（鹿児島市）
- 24日 トライジョング大会（サンセット長島前）
- 25日 家族経営協定調印式（役場指江庁舎）
- 26日 レジャー記者懇談会（阿久根市）
- 27日 北薩地域土地改良事業団体連合会連絡協議会（七つ町）
- 28日 県家畜畜産物衛生指導協会理事会（鹿児島市）
- 29日 葛輪自治公民館県庁陳情随伴（鹿児島市）
- 29日 認定農業者と語る会（長島町開発総合センター）